

令和 6 年 6 月 20 日

民生常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会民生常任委員会会議録

令和6年6月20日（木曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

菅原善幸委員長

辻畑めぐみ副委員長

鈴木新一委員

今野恭一委員

柏恵美子委員

鈴木悦代委員

出席議長団（2名）

鎌田礼二議長

西村勝男副議長

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市長 佐藤光樹

市民生活部長 高橋五智美

市立病院事務部長 鈴木康弘

市民生活部次長
兼市民課長 小倉知美

市民生活部
保険年金課長 石村要

福祉子ども未来部
健康づくり課長 阿部公一

市民生活部
市民課市民総務係係長 阿部俊弘

副市長 千葉幸太郎

福祉子ども未来部長 長峯清文

福祉子ども未来部次長
兼生活福祉課長 鈴木陸奥男

市民生活部
税務課長 志野英朗

福祉子ども未来部
子ども未来課長 鈴木和賀子

福祉子ども未来部
高齢福祉課長 山本多佳子

事務局出席職員氏名

事務局長 相澤和広

議事調査係主査 工藤聡美

議事調査係長 石垣聡

議事調査係主査 梅森佑介

会議に付した事件

- 議案第 4 2 号 塩竈市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 3 号 塩竈市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 4 号 東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 5 号 塩竈市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 6 号 塩竈市老人憩の家条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 8 号 令和 6 年度塩竈市一般会計補正予算
- 議案第 4 9 号 令和 6 年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案第 5 3 号 塩竈市集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 5 4 号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

午前10時00分 開会

○菅原委員長 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にマスクを外していただかなくとも差し支えありません。

本日の審査の議題は、議案第42号「塩竈市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」、議案第43号「塩竈市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例」、議案第44号「東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」、議案第45号「塩竈市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第46号「塩竈市老人憩の家条例の一部を改正する条例」、議案第48号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第49号「令和6年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」、議案第53号「塩竈市集会所の指定管理者の指定について」、議案第54号「宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」の9件であります。

これより議事に入ります。

議案第42号ないし第46号、第48号、第49号、第53号及び第54号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。

民生常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件は、塩竈市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例など計9案件でございます。各号議案につきましては、それぞれ担当課長からご説明いたさせますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

以上になります。

○菅原委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 おはようございます。

それでは、税務課から議案第42号「塩竈市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明をいたします。

初めに、資料No.5の令和6年第2回塩竈市議会定例会議案その1をご用意いただき、6ページをお開きください。資料No.5の6ページでございます。

下段の提案理由にございますとおり、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合などを定める省令の一部改正に伴いまして、対象施設などを新設、または増設した事業者などに対する固定資産税の課税免除の適用期限を延長するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、資料No.8、第2回市議会定例会議案資料をご用意いただき、12ページをお開きください。資料No.8の12ページでございます。

まず、1の概要でございますが、本市では、東日本大震災復興特別区域法に規定する認定復興推進計画に定めた特定復興産業集積区域内において、令和6年3月31日までに対象施設などを新設、または増設した事業者に対し、固定資産税の課税免除を実施してまいりました。このことにつきまして、令和6年3月30日付の東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合などを定める省令の一部改正に伴い、課税免除の適用期限を延長するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正の主な内容につきましては、適用期限を令和8年3月31日まで延長するものです。

次に、3の課税免除の内容は、以下の表のとおりとなっております。

次に、4の対象区域は、これまでどおり、ご覧のとおりでございますが、地域のうち沿岸の区域となります。

次に、5の施行日は、公布の日で令和6年4月1日から適用となります。

また、今ご説明いたしました改正内容などの条例一部改正新旧対照表は、今ご覧いただいております資料の11ページのとおりとなりますので、ご参照いただきたいと思います。

議案第42号「塩竈市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明は以上となります。

引き続きまして、税務課から、議案第43号「塩竈市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例」につきましてご説明をいたします。

初めに、資料No.5をご用意いただきまして、7ページをお開きください。資料No.5の7ページでございます。

下段の提案理由にございますとおり、地域再生法第17条の6の地方公共団体などを定める省令の一部改正に伴い、不均一課税の適用期限を延長するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、資料No.8をご用意いただき、15ページをお開きください。資料No.8、15ページでございます。

まず、1の概要でございますが、本市では、宮城県の地域再生計画に基づき、県から認定を受けた事業者が東京23区にある本社機能を地方に移転する場合や、地方にある本社機能の拡充などを行う場合には、固定資産税を軽減することとしております。このことにつきまして、令和6年3月30日付の地域再生法第17条の6の地方公共団体などを定める省令の一部改正に伴い、不均一課税の適用期限を延長するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、2の改正の主な内容は、適用期限を令和8年3月31日まで延長する内容です。

次に、3の固定資産税の優遇措置の対象区域は、これまでどおり、以下の表のとおりで、対象区域におきましては、市内のうち沿岸部区域となります。さらにその下、移転型に該当する場合での課税標準額が1億円の場合の軽減される税額例でございます。

次に、4の施行日は公布の日で、令和6年4月1日から適用でございます。

また、今ご説明いたしました改正内容など、条例一部改正新旧対照表は、ご覧いただいております資料の13、14ページのとおりとなりますのでご参照ください。

議案第43号「塩竈市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、税務課からのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○菅原委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 保険年金課からご説明いたします。

議案第44号「東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明します。

資料No.5の8ページをお開きください。資料No.5の8ページ。

この条例改正の理由でございますが、8ページの提案理由に記載のとおり、東京電力福島第一原子力発電所の事故により避難を行った被災者に対する減免措置を1年間延長し、令和6年度の国民健康保険税の減免を行うため、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の内容をご説明いたします。

資料No.8の18ページをお開きください。資料No.8の18ページです。

1の概要につきましては、原発事故により避難を行った被災者に対する国民健康保険税の減免につきまして、国の財政支援措置が段階的な見直しの上で延長となったことから、令和6

年度の国民健康保険税について、引き続き減免を行うための所要の改正を行うものでございます。

2の、減免の対象となるのは、①といたしまして、帰還困難区域に居住していたため避難を行った世帯、②として、旧避難指示区域から避難を行った世帯のうち上位所得層に該当しない世帯、③として、令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域から避難を行った世帯となります。

3の減免対象となる保険税は、令和5年度分及び令和6年度分の保険税で、令和6年4月から令和7年3月までの間に納期限が設定されるものになります。

4の減免の申請手續でございますが、こちらは改めて申請をいただく必要はございません。

5のその他といたしまして、減免対象となる保険税分については、全額国から補填がなされます。

なお、同じ資料の16、17ページには新旧対照表を記載しておりますので、ご参照いただければと存じます。

議案第44号の説明は以上でございます。

○菅原委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 議案第45号「塩竈市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

資料No.5、議案その1、9ページをご覧ください。9ページになります。

提案理由につきましては、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律、いわゆる東日本大震災財特法における厚生労働省関係規定の施行などに関する政令の一部改正に伴いまして、条例で引用いたします条項にずれが生じたことから、所要の改正を行おうとするものでございます。

なお、本条例の公布日につきましては、公布日からの施行となっております。

改正内容につきましては、資料No.8、議案資料の19ページ、19ページに記載をさせていただいております。

一部改正新旧対照表、右側が現行、左側が改正案となっております。改正箇所には下線を付してお示しをさせていただきます。下線箇所では、現行の附則第2条第1項中の第14条第1項を改正案では第13条第1項に改め、現行の及び第14条と第14条中、年3%を年1.5%（保証人を立てる場合にあつては無利子）を削除し、現行の同条第2項中の第14条第7項を第13条第

7項に改めるものです。

「塩竈市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」の説明は以上となります。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

○菅原委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 高齢福祉課から、議案第46号「塩竈市老人憩の家条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

恐れ入ります、資料No.5の10ページをお開き願います。

こちらは、塩竈市老人憩の家条例の一部を改正する条例の改正条例案文を記載しております。
下段の提案理由でございますが、塩竈市桜ヶ丘老人憩の家の用途廃止のため、所要の改正を行おうとするものでございます。内容の説明は、資料No.8の第2回市議会定例会議案資料で行わせていただきます。

資料No.8の21ページをお開きください。

1の概要でございますが、塩竈市桜ヶ丘老人憩の家は、昭和50年に地域の高齢者のサークル活動などの場として整備し、地域住民の方を中心に利用されてきました。平成28年に塩竈市清水沢東老人憩の家が建設されたことを受け、塩竈市公共施設再配置計画では、令和8年までに施設を解体することとなっております。令和3年6月に耐震診断を行った結果、基準値以下であったため、同年6月から施設を利用停止しております。今年度施設の解体を予定していることから、塩竈市老人憩の家条例を改正しようとするものです。

2の改正内容でございますが、塩竈市桜ヶ丘老人憩の家を廃止するものです。

3の廃止に至る経過、検討でございますが、令和3年に近隣町内会より施設の譲渡についての相談がありました。市で耐震診断を行い結果を説明したところ、耐震性を確保できず、維持管理に係る安全対策を講じることができないという理由により、譲渡を断念する正式な回答がありました。令和4年には、近隣の公営住宅自治会に対し、経過、解体についての説明を実施し、住民より解体についての反対意見はありませんでした。令和6年5月に近隣町内会、市営住宅自治会を含む施設を利用停止するまで利用していた団体に対し、市の解体の方針などを説明しております。

4、今後の予定でございますが、令和6年8月下旬工事設計、10月契約手続を行い、令和6年度中に解体工事を終了したいと考えております。

なお、同じ資料の20ページには、条例案の新旧対照表を記載しておりますので、ご参照いた

だければと思います。

議案第46号「塩竈市老人憩の家条例の一部を改正する条例」の説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○菅原委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 市民課から、議案第48号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、市民課に係る補正予算についてご説明いたします。

初めに、議案資料において事業の説明をさせていただきます。資料No.8の35ページをお開き願います。資料No.8の35ページでございます。

コミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）についてでございます。

まず、1の概要ですが、一般財団法人自治総合センターが地域社会の健全な発展と地域福祉の向上を目的に、町内会等によるコミュニティー活動の充実、強化を図る事業などに対して助成するコミュニティ助成金を活用して、本市の地域コミュニティー活動の充実、強化を図ろうとするものです。なお、令和6年度助成事業の概要は、表の記載のとおりでございます。

次に、2の採択状況ですが、吉津町内会において250万円、石堂第二町内会において180万円の助成を決定しております。いずれもテーブルなどのコミュニティー活動備品を整備するものとなっております。

3のこれまでの経過につきましては、記載のとおりですが、昨年7月に町内会からの仮申請を受けて、10月に県に本申請をしましたところ、今年3月に助成の交付決定があったものでございます。

4の事業費及び財源内訳については、事業費が430万円で、財源は全額一般財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成金となっております。

5の今後の予定につきましては、本定例会においてお認めいただきました際は、7月より事業に着手したいと考えております。

続きまして、予算の内訳についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.7の令和6年度塩竈市一般会計補正予算説明書の8ページ、9ページをお開き願います。資料No.7の8ページ、9ページでございます。

先に歳出予算からご説明いたします。

第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費第18節の負担金補助及び交付金として、430万円を増額補正するものでございます。これは事業内訳に記載のとおり、市民活動推進費とし

て一般コミュニティ助成金を計上するものでございます。

次に、歳入予算についてご説明いたします。

同じ資料の6ページ、7ページをお開きください。同じ資料の6ページ、7ページでございます。

第21款諸収入第4項雑入第6目雑入第2節雑入の一般財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成金570万円のうち430万円を増額補正するものでございます。

以上、市民課からコミュニティ助成事業(一般コミュニティ助成事業)の説明は、以上となります。よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

○菅原委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 議案第48号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、生活福祉課に係る予算についてご説明申し上げます。

資料No.8、議案資料の36ページをご覧ください。36ページになります。

低所得者支援及び定額減税を補足する給付事業になります。概要につきましては、国の経済対策といたしまして、新たな経済に向けた給付金、定額減税一体措置に基づき、低所得者支援及び定額減税を補足する新たな給付事業を実施しようとするものでございます。

事業の概要につきましては、3つの給付事業になります。

1つ目ですが、低所得者支援では、令和6年度に新たに住民税均等割非課税及び住民税均等割のみ課税となる世帯を対象に、10万円を支給するものです。

2つ目です。子ども加算給付では、低所得者支援の対象世帯で扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を支給するものです。

最後に、定額減税を補足する調整給付では、令和6年度に実施される定額減税において減税し切れないと見込まれる方、いわゆる減税前税額が定額減税可能額を下回る方を対象に、定額減税可能額から減税前税額を差し引いた予定納税額では減税し切れない金額に対しまして、1万円単位で切り上げた金額を給付するものです。なお、定額減税は1人当たり4万円で、内訳といたしまして、6年分所得税3万円、6年度分個人住民税1万円になります。調整給付対象者につきましては、扶養親族を含め、昨年の税情報から推計値といたしまして8,995名、給付額は2億7,370万円となります。

申請手続につきましては、低所得者支援及び子ども加算給付では、対象世帯に確認書を送付させていただき、返信いただいた世帯に低所得者支援金10万円、それから18歳以下の児童に

5万円のこども加算給付金を給付いたします。定額減税を補足する調整給付では、対象世帯に確認書を送付し、返送をいただいた世帯に対しまして、先ほど申し上げました、予定納税額では減税し切れない金額を、世帯合計金額に対しまして1万円単位で切り上げた金額を給付させていただきます。

事業費及び財源内訳ですが、事業費3億8,496万6,000円は、全て物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となります。

今後の予定でございますが、今定例会でお認めいただいた後、7月の広報紙などで給付事業を周知させていただくとともに、対象世帯へ確認書を送付、ご返信いただいた後、支援金等の給付を行ってまいります。

次に、同事業に係る歳出予算について、ご説明申し上げます。

資料No.7、補正予算説明書10ページ、11ページをご覧ください。10ページ、11ページになります。

第3款民生費第1項社会福祉費第1目社会福祉総務費といたしまして、事業内訳記載の低所得者支援及び定額減税を補足する給付事業に3億8,496万6,000円を計上してございます。区分、金額につきましては記載のとおりとなっております。

最後に、同事業に係る歳入予算についてご説明いたします。

同じ資料の6ページ、7ページをご覧ください。6ページ、7ページになります。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金、説明欄記載のとおり、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金といたしまして、歳出予算と同額を計上させていただいております。

生活福祉課からの説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○菅原委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 それでは子ども未来課から、議案第48号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、子ども未来課に係る部分をご説明させていただきます。

議案No.7、8にて説明させていただきます。

初めに、資料No.8、議案資料37ページをお開きいただければと思います。

1番、概要についてでございます。不妊治療に係る経済的負担を軽減しまして、不妊治療に取り組みやすい環境をつくるため、令和6年度宮城県少子化対策事業に合わせまして、不妊検査費及び保険対象外の先進医療の不妊治療費に対する助成を行おうとするものでござい

す。

2番、助成内容についてでございます。

(1)番、不妊検査費助成事業は、3万円を上限といたしまして1回。(2)番、不妊治療費助成事業につきましては、5万円を上限として、治療開始時の今の年齢に合わせまして3回から6回の助成を行います。

3番、事業費及び財源内訳については、事業費として520万円、財源内訳としては、宮城県不妊検査費助成事業補助金120万円、宮城県不妊治療費助成事業補助金400万円でございます。

4番、今後の予定でございます。本年夏頃、県の事業開始に合わせまして、申請受付を予定させていただきたいと考えております。

続きまして、歳入歳出の詳細につきまして説明させていただきます。

資料No.7、補正予算説明書をお開きいただければと思います。

歳入予算につきまして、資料No.7、6ページ、7ページをご覧ください。

第16款県支出金第2項県補助金第3目衛生費県補助金第2節保健衛生費補助金といたしまして、520万円を計上しております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

同じく、資料No.7、12、13ページをご覧ください。

第4款衛生費第1項保健衛生費第1目保健衛生総務費第19節扶助費といたしまして、不妊検査費、不妊治療費助成事業520万円を計上しております。

子ども未来課から、議案第48号の説明は以上となります。ご審議につきましてよろしく願います。

○菅原委員長 阿部健康づくり課長。

○阿部福祉子ども未来部健康づくり課長 続きまして、議案第48号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」におきます健康づくり課所管の内容についてご説明させていただきます。

まず初めに、資料No.8の38ページをご覧ください。

新型コロナウイルスワクチン定期予防接種事業についてでございます。

1の概要についてでございますが、これまで予防接種法上、特例臨時接種扱いとして行ってきました新型コロナウイルスワクチンの接種につきまして、令和6年度から定期接種として取り扱うことになりましたことから、接種の体制の整備を図ろうとするものでございます。

2の事業内容、接種体制についてでございます。

接種対象者につきましては、65歳以上の高齢者、もしくは60歳から64歳までの心臓、腎臓、呼吸器機能に障害があるなど重症化率の高い方になります。

実施期間回数につきましては、秋冬の時期に1回実施いたします。ただし、接種開始日につきましては、国からの通知がまだ来ていないため未定でございます。

使用ワクチンにつきましては、現在未定ではございますが、国の厚生科学審議会において対応する株について決定し、それに合わせて製造されたワクチンを卸業者から医療機関に供給されることになっております。

自己負担額につきましては3,300円、ただし生活保護受給者については自己負担なしとしまして、その額を超える費用につきましては本市が負担することとしております。あと、その他に記載しておりますが、今回定期接種の対象外の方につきましては、市などからの助成はございませんが、任意接種として個々人としての接種が可能となっております。

3、事業費及び財源内訳について説明させていただきます。

事業費としましては、1億4,244万7,000円を計上しております。参考に事業費の内訳については、下記の記載のとおりになってございます。財源内訳につきましては、県からの予防接種事故対策費負担金から120万円、その他として新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成金から9,073万5,000円、残り5,051万2,000円は一般財源となっております。

続きまして、歳入歳出予算の詳細につきまして、説明させていただきます。

資料No.7の12ページ、13ページをご覧ください。

まず、歳出から説明をさせていただきます。

第4款衛生費でございます。

第4款衛生費第1項保健衛生費第2目予防費第1節報酬155万8,000円、第3節職員手当等58万2,000円、第4節共済費38万1,000円、第8節旅費で12万4,000円、これらにつきましては、予診票発送に係る事務補助に対応する会計年度任用職員の人件費ですとか、予防接種事故対策委員会開催時の委員報償費になります。続いて第10節需用費33万4,000円につきましては、予診票発送時の消耗品、第11節役務費156万3,000円につきましては、それに係る郵送費になります。第12節委託料のうち電算業務委託料300万5,000円につきましては、予診票発送時の印刷及び予診票回収後のデータ入力に係る業務委託料、個別接種委託料1億3,370万円につきましては、ワクチン接種を行う医療機関への接種委託料となっております。最後に、第18節

負担金補助及び交付金120万円につきましては、昨年度まで特例臨時接種制度下で認定された新型コロナワクチン予防接種救済制度医療費、医療手当に係る経費となります。

続きまして、歳入について説明させていただきます。

同じ資料No.7の6ページ、7ページをご覧ください。

まず、第16款県支出金第1項県負担金第2目衛生費県負担金の第1節保健衛生費負担金、予防接種事業費として120万円を計上しています。こちらは、新型コロナワクチンの予防接種救済として、救済制度医療費、医療手当に係る経費の全額補助に当たるものでございます。

引き続き、第21款諸収入第4項雑入第6目雑入の第2節雑入、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成金として、9,073万5,000円を計上しております。こちらにつきましては、国の交付指示を受けた基金管理団体からワクチン単価の一部を補助するための助成金としまして、1回当たり8,030円を市町村に助成されるものでございます。

最後に、1段戻りまして、第19款繰入金第1項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金の第1節財政調整基金繰入金の6,111万2,000円のうち5,051万2,000円を計上しております。これは、財源内訳で申しあげました市の一般財源に当てはまる費用になります。

恐れ入ります、資料No.8の38ページにお戻り願いたいと思います。よろしいでしょうか。

今後の予定、下段です。

この補正予算をお認めいただきましたら、接種実施機関及び電算業者等との契約手続きを行いまして、国からの正式接種開始が発表されましたら、予診票の発送等事務作業を行えるよう、円滑に進めてまいりたいと考えております。

健康づくり課から、新型コロナウイルスワクチン定期予防接種事業についての説明は以上となります。どうぞご審議のほどよろしく願いいたします。

○菅原委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 議案第49号「令和6年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」についてご説明いたします。

議案資料で事業の説明をさせていただきます。

資料No.8、40ページをお開きください。資料No.8、40ページです。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修及び周知広報についてです。

1の概要ですが、令和6年12月2日をもって現行の健康保険証の発行が終了となり、マイナンバー保険証を基本とする仕組みに移行となることから、必要となる対応を行います。

2の事業内容ですが、2点ございます。

(1)といたしまして、国民健康保険の電算システム改修を行います。新たに電算システムに付加するものとして、資格確認書や資格情報のお知らせを発行する機能を備えるほか、資格確認の情報連携を行うための改修を行います。

(2)としまして、マイナ保険証のメリットや利用促進に係るお知らせ、周知広報の予算を計上しております。

3の事業費及び財源内訳ですが、事業費は727万1,000円で、財源は国の社会保障・税番号制度システム整備費等補助金を充当いたします。

4の今後の予定でございますが、予算をお認めいただいた場合には、令和6年7月にシステム改修に係る契約の手續、9月に保険証一斉更新がございます。その保険証に同封する形でリーフレットを送付いたします。12月にシステムを運用開始できるよう、準備を進めてまいります。

次に、資料No.7の28、29ページをお開きください。資料No.7、28、29ページです。

歳出からご説明いたします。

第1款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費の第10節需用費として14万3,000円、第12節委託料として712万8,000円を計上しております。

この事業の財源となる歳入については、同じ資料の26、27ページをお開きください。26、27ページです。

第3款国庫支出金第1項国庫補助金第10目社会保障・税番号制度システム整備費等補助金として727万1,000円計上いたしております。

以上が、議案第49号「令和6年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」の説明となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○菅原委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 それでは市民課から、議案第53号「塩竈市集会所の指定管理者の指定について」ご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.5、令和6年第2回塩竈市議会定例会議案その1、資料No.5の17ページをお開き願います。資料No.5の17ページでございます。

提案理由にありますとおり、塩竈市集会所の指定管理者として申請のあった別紙団体について審査した結果、適任と判断したため、同団体を指定管理者に指定しようとするものでござ

います。

なお施設の名称、指定する団体は、同じ資料の18ページにあります別紙のとおりでございます。

なお、指定の期間は令和6年9月1日から令和11年8月31日まででございます。

続きまして、議案の内容を説明いたします。

資料No.8の48ページをお開き願います。資料No.8の48ページでございます。

1の概要はご覧のとおりです。提案理由でも説明しましたとおり、市が所有します集会所につきまして、指定期間が令和6年8月31日をもって満了となりますことから、26施設の指定管理者の指定を行おうとするものでございます。

次に、2の集会所の指定管理者候補者選定の考え方などについてですが、集会所は、地域住民の活動拠点となる施設であり、地域の実情を把握している町内会で組織する集会所管理運営委員会による運営が望ましいものと考えております。本市では、塩竈市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則に基づき、指定管理者候補者の選定に当たっては、公募とせず、各集会所管理運営委員会から提出されました指定申請書などを塩竈市集会所指定管理者選定委員会で審査しまして、指定管理者候補者を選定しております。

4の経過については、ご覧のとおりです。

5の選定委員会における審査結果につきましては、各集会所管理運営委員会から提出されました指定申請書に基づき、塩竈市集会所指定管理者選定委員会が利用状況、料金体系、収支の状況などについて審査を行いまして、全ての団体において適正な管理運営を行っており、指定管理者候補者として適任であると判断されております。

なお、6の今後の予定ですが、本定例会においてお認めいただけましたら、7月以降に各団体と協定書を締結する予定となっております。

市民課から議案第53号「塩竈市集会所の指定管理者の指定について」の説明は以上となります。よろしくご審査いただきますようお願い申し上げます。

○菅原委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 議案第54号「宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」ご説明いたします。

資料No.5、定例会議案の19ページをお開きください。資料No.5の19ページです。

地方自治法第291条の3第1項の規定によりまして、宮城県後期高齢者医療広域連合規約の

変更は関係地方公共団体との協議により定めるとされております。また、この協議におきましては、同じ地方自治法291条の11の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならぬとされておりますことから、提案させていただきました。

具体的な内容については、同資料の20ページの別紙をご覧ください。20ページの別紙。

保険証の発行についてですが、後期高齢者医療の保険証についても12月2日をもって終了となります。保険証の記載に係る箇所を変更するものでございます。また、附則におきまして施行期日を定めるものです。

なお、別資料になりますが、資料No.8、定例会議案資料の49ページには、新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照いただければと存じます。

議案第54号についての説明は以上でございます。

○菅原委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。

鈴木悦代委員。

○鈴木（悦）委員 議案第46号、桜ヶ丘老人憩の家解体を予定していることから、本市老人憩の家条例を改正するものについてお伺いいたします。

資料No.8の21ページに、概要であるとか経過が示されております。そこで伺いなんです、清水沢東老人憩の家建設に伴って、同施設をなくすという理由についてと、それから経過の中で住民に対する説明として、コロナ禍であったため書面での説明ということになったわけですが、市民からの回答としてはどういう形で行われたのか、まずその2点について伺いいたします。

○菅原委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 まず、清水沢東老人憩の家建設に伴い桜ヶ丘老人憩の家を廃止するというところでございますが、こちらは、まず桜ヶ丘老人憩の家が老朽化、そして利用の減少に伴って、新たな災害公営住宅等の建つ清水沢東老人憩の家を建設したものでございます。桜ヶ丘老人憩の家に代わり老人憩の家の機能として移転をするというものでございます。

それから、コロナ禍において市営住宅の皆様に対し書面での開催となった説明についてでございます。そちらに関しましては、書面で回答をいただいているところでございまして、反対意見というものはなかったのですが、ご意見として代替施設や避難場所等のご質問があり、書面での回答をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○菅原委員長 挙手をお願いします。鈴木悦代委員。

○鈴木（悦）委員 清水沢東老人憩の家が建ったから廃止ということではなくて、桜ヶ丘の施設が老朽化、利用者の減少という状況で清水沢東老人憩の家建設に至ったという経過ということでしょうか。

○菅原委員長 長峯福祉子ども未来部長。

○長峯福祉子ども未来部長 こちらの桜ヶ丘老人憩の家の関係に関しましては、今お話、説明させていただいたとおり、まずは桜ヶ丘老人憩の家が老朽化して、それで結局それに合わせまして利用者がだんだん減少してきていると。それに合わせた格好で、新たに清水沢東老人憩の家を建設、移転をしたということで、機能移転をしたということも含めましてこちらの提案の流れになっているという形です。

○菅原委員長 鈴木悦代委員。

○鈴木（悦）委員 分かりました。当施設の廃止に伴っての代替の施設の利用ということ、そういう点ですけれども、利用停止した後からは野田のコミュニティーセンターを利用しているという状況であります。ですが、別管理になっている集会所なので、利用料が新たな負担となったということです。受益者負担という原則はあるわけですけれども、健康づくりの場としては利用しやすい施設を望む声というのがあります。

それから、災害時の施設利用という観点での意見なんですけど、当施設は、桜ヶ丘の憩の家は指定避難所ではありませんでしたが、3.11の大震災のときは、混乱の中そこで炊き出しが行われて、指定避難所に行かなかった市営住宅にお住まいの高齢者に温かい食事を提供したという場所ではありました。そういう点で、当施設は耐震上不適格ということで解体というのはあると思うんですが、条例の中で施設をなくしていくという検討は、もう少し防災計画の観点から、あとはコロナ禍でもあったということで住民の合意形成というあたりで十分だったのかなという思いを感じております。

以上です。

○菅原委員長 そのほかにご発言ございますでしょうか。鈴木新一委員。

○鈴木（新）委員 鈴木新一です。まず、3つほどお聞きしたいと思います。議案第42号、ページ数12ページをお開きに……、（「何号、何番」の声あり）8番。（「42」の声あり）42号です。東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正という

ので、東京電力の福島第一の避難指示等で本市に転入された被災者に対するという条文がございまして、これを今年の3月31日から2年ほど延長するという内容で、新た固定資産税を課せられたとなれば、以降5年間ということですが、その課税対象者というのは、今塩竈市には何名ほどおられるんでしょう。

○菅原委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 対象となられる方の人数、国民健康保険ですと1世帯2名の方が、この減免の対象となつてございます。

以上でございます。

○菅原委員長 鈴木新一委員。

○鈴木（新）委員 本市に対象とされる方というのは何名なんですか。何世帯ということですか、そうすると。聞き直せば、何世帯ぐらいおられる、転入されて移住されている方。

○菅原委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 福島原発の……（「原発から塩竈に避難された方」の声あり）

○菅原委員長 発言者。（「手を挙げて」の声あり）

鈴木新一委員、もう一度お願いします。

○鈴木（新）委員 すみません、もう一度説明します。避難されて移住されてきて減免される方が何世帯おられるのかということです。

○菅原委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 国民健康保険の今の被保険者……、失礼しました、全体の数、国民健康保険とか関係なしの全体の数というのは、申し訳ありません、今数のデータは持つてございません。

○菅原委員長 鈴木新一委員。

○鈴木（新）委員 この財源は、やはり国からもらえるわけですね、全額。

○菅原委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 全額国から交付なされます。

○菅原委員長 鈴木新一委員。

○鈴木（新）委員 ありがとうございます。もう一つ、資料No.8の議案第44号、18ページをお開きください。これも東日本大震災に関する被災者の国民健康保険税の減免ですね、これに関

してなんですが、減免対象者というのは何名ほどになりますか。

○菅原委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 資料No.8の18ページで、国民健康保険税の減免の対象でございますが、1世帯お二方が対象となっております。

○菅原委員長 鈴木新一委員。

○鈴木（新）委員 では、減免基準で該当する、令和5年度、6年度にかけての基準であります。が、上位所得者という基準所得額を合算した600万円を超える世帯の方がおられるようですが、この600万円以上の世帯の方の、これを認定するというのは、例えば確定申告でやっているのか年末調整でやっているのか、どういう調査でリサーチして判断していますか、本市では。

○菅原委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 減免対象、上位所得層の部分でございますが、国民健康保険税は税務課で賦課をしております。前年の収入、所得、課税所得を確認して国民健康保険税の賦課をしておるところでございます。

○菅原委員長 鈴木新一委員。

○鈴木（新）委員 それでは、この件もう一つ、令和5年度に申請される方というのはおられますか。

○菅原委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 申請手続についてですが、まず結論で言うと必要はございません。といいますのはその1世帯、お二方、ずっと震災後は塩竈市にお住まいの方でして、令和5年度、4年度、ずっと減免をさせていただいていた方でございます。

以上でございます。

○菅原委員長 鈴木新一委員。

○鈴木（新）委員 次は、また同じ資料No.8の議案第48号、37ページをお開きください。不妊検査費、不妊治療費助成事業についてということで、本市が抱える少子化、母子等、不妊に悩んでいる若い夫婦の方、ちょっと調べてみたら、アンケートの中で、209名アンケートを令和5年にとって、12%、25名が不妊治療をされているという本市のデータをいただきまして、やはりちょっと多いのかな、もっと多分アンケートに答えていない方も入れれば多いのかと。共働きをされていて、結構これを聞くと費用がかかって体にもかなり影響があるということをお聞きしております。ちょっと相談を受けたことが何回かありましたので、ちょっと質疑さ

せていただきたいと思います。

不妊検査が上限3万円ではありますが、1回ということですが、1回と、あと(2)に不妊治療費助成というのが、先進医療を含めて40歳未満で6回で40歳以上で3回でございます。いろいろ市町村調べてみると、結構優遇もあるので、本市として、多分国から全部出ていると思いますが、プラスアルファとしての助成を考えておられるのかなというのをちょっとお聞きしたいんですが。

○菅原委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 不妊治療についてプラスアルファの支援ということでのご質疑を頂戴いたしました。それにつきましては、今年度宮城県の不妊検査費、不妊治療費の助成事業を活用しての事業でございます。年度内に始まりまして、県から示されまして、この夏の開始予定の事業ということで、各市町村それぞれ取り組んでいるところでございます。現在、10ぐらいの市町村で県補助を使いまして上乘せ補正も考えられているというお話を聞いておりましたので、本市としましても、今後、他市町村の事例を検討しながら検討させていただきたいと考えております。

○菅原委員長 鈴木新一委員。

○鈴木(新)委員 これに関して、併せて、ちょっと調べてみますと、体外受精とか顕微授精というのが、これが保険適用になったということをお聞きしまして、それ以外にも保険適用外というのが結構ございまして、子宮内膜刺激術とか受精卵胚培養とかというのがまだ保険適用になっていないというのをお聞きしまして、組み合わせの医療、先進医療ですね、これも二市三町含めた県内でもっと助成されている市町村もございまして、ぜひとも塩竈市でこの辺を進めていただきながら不妊治療の助成をしていただきたいと思っておりますので、併せてひとつよろしく申し上げます。

私からは以上です。

○菅原委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 資料No.8の40ページです。議案第49号のマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修及び周知広報についてです。ここで言いますと、現行の健康保険証が廃止となる日から対象者に資格確認証を交付することができるようシステムの改修を行うとともに、マイナ保険証の利用促進、現行の保険証の廃止後の対応について被保険者に周知、広報を行うとあります。まず1つですが、マイナ保険証の保有者は現在どれぐらいになってい

ますでしょうか。

○菅原委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 マイナ保険証の保有者の数について、国民健康保険、塩竈市の方としてお答えいたします。塩竈市の方は、被保険者の方が1万27人、そのうちマイナ保険証をお持ちの方は5,895名の方です。

以上でございます。

○菅原委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。それで、このマイナ保険証発行のときとか、病院を受診するとき何かトラブルは発生はしていませんか。

○菅原委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 まず、登録の際、当然そういったスマートフォンやパソコンの操作が苦手な方も当然いらっしゃると思いますので、言葉悪いですがけれども、手こずったというところはあると思います。そのところは我々市役所での応援としては、市民課のマイナンバーの窓口で手続の手伝いをすることもあります。

もう一つ、トラブルの部分でございますが、しばらく前ですが、いわゆるひもづけ誤りというものがございました。全国で9,207件ひもづけの誤りがあったという厚生労働省の発表がされたところでございます。今、厚生労働省ではひもづけ誤りが二度と生じないように加入者を登録時に全てのデータについて住民基本台帳情報と突合させるシステムを稼働させていると伺っています。なお、付け加えですが、塩竈市民の方でひもづけ誤りが発生した方はいらっしゃらない、ありませんでした。

○菅原委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 受診したときのトラブルはお聞きになっていますか。塩竈市民で病院に行ったんだけど、これがうまく使えなかったんだよなんていう意見お聞きになったことはありますか。

○菅原委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 具体のお話としては市役所として聞いておりません。把握をしておりません。

○菅原委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。ありがとうございます。マイナ保険証は今年2月末時点で人口の

57%にとどまっているそうです。そして利用率について厚生労働省では、4月は6.5%、この1年間でわずか0.26ポイントの増加しかなかったと発表しています。やはり従来の紙の健康保険証をなくせば大混乱は必至だと思います。紙の健康保険証を残してが多くの声です。この議案に対しては、ちょっと賛同できません。

続きまして、資料の49ページ、（「資料No.8ですね」の声あり）8です、すみません。失礼いたしました。資料No.8です、49ページの議案第54号、宮城県後期高齢者医療広域連合規約一部変更新旧対照表についてです。

これも、現行の保険証が廃止されれば大きな混乱が予想されます。周知も高齢者に対してどこまで徹底できるかという、とても危惧されます。高齢者施設に入所されている方の場合、施設とすればマイナ保険証の管理は困難と皆さんおっしゃっているようです。これについても前に申し上げました議案第49号と同様、賛同はできません。

以上です。

○菅原委員長 ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時03分 再開

○菅原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）なければ、質疑はこれで終了いたします。

続きまして、討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、議案第42号ないし第45号、第48号及び第53号について採決いたします。

議案第42号ないし第45号、第48号及び第53号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○菅原委員長 挙手全員であります。

議案第42号ないし第45号、第48号及び第53号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号、第49号及び第54号について採決いたします。

議案第46号、第49号及び第54号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○菅原委員長 挙手多数でございます。

よって、議案第46号、第49号及び第54号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時05分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

民生常任委員長 菅 原 善 幸